

令和7年度第2回鹿児島県連合海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

(1) 日 時

令和8年2月26日（木）午後2時から午後2時14分まで

(2) 場 所

県庁10階漁業調整委員会室（Web併催）

(3) 出席者

次頁のとおり

2 議事内容及び結果

(1) 鹿児島県連合海区漁業調整委員会告示の読点の表記を改める告示の制定について（協議）

→ 原案のとおり鹿児島県連合海区漁業調整委員会告示の読点の表記を改める告示の制定することを適当とすることを決定

令和7年度第2回鹿児島県連合海区漁業調整委員会

日時：令和8年2月26日(木) 午後2時から

氏名	職名	所属海区	出欠
(会長) 阿久根 金也	加世田漁業協同組合組合員	鹿児島	○
重信 雅彦	鹿児島市漁業協同組合代表理事組合長	鹿児島	○
篤 昭仁	元県職員	鹿児島	○
(会長職務代理者第2位) 伊東 恭三郎	種子島漁業協同組合組合員	熊毛	○
羽生 隆行	屋久島漁業協同組合代表理事組合長	熊毛	○
浦邊 美智生	南種子町漁業協同組合代表理事組合長	熊毛	○
(会長職務代理者第1位) 茂野 拓真	瀬戸内漁業協同組合組合員	奄美大島	○(Web)
阿多 美智雄	与論町漁業協同組合組合員	奄美大島	○(Web)
鳥居 享司	鹿児島大学水産学部准教授	奄美大島	○(Web)

(現地出席者) 6人
(Web出席者) 3人
(欠席者) 0人

【事務局等】

氏名	職名
板坂 信明	事務局長 (水産振興課資源管理監)
村田 圭助	次長 (水産振興課漁業調整係長) (Web)
山神 諒平	書記 (水産振興課漁業調整係水産技師) (Web)
小路口 拓輝	水産振興課漁業調整係技術主査
松山 英広	水産振興課漁業調整係主事

－ 令和8年2月26日（木）午後2時開始 －

【開会】

○板坂事務局長

それでは、定刻となりましたので、令和7年度第2回鹿児島県連合海区漁業調整委員会を開催します。

本日は委員9名中、Web参加を含み、全員の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。

注意事項です。発言は挙手の上、議長の了承を得た後に行うようにしてください。また、発言の際は、事務局がマイクをお渡ししますので、マイクがお手元に届いてから発言を行うようにしてください。

それでは、議長に議事進行をお願いいたします。

○阿久根議長

皆さんこんにちは。急に暖かくなってきて、春だなんて思うような季節になりました。今年の海は遅れているのか、先ほどの雑談の中でもありましたが、桜鯛がいつもは1、2月で獲れます。4、5年前までは1月25日ぐらいから獲れてたんですが、今年は2月になってもまだ西薩沖では見えてきません。

まあ、今日、江口では500kg獲った船がいるようで、組合長が150kgでしたか、今からじゃないかなと思っております。

もじゃこにつきましても、今の状況見ますと、少し遅れるんじゃないかなという意見が、島の方々が話してるのを耳に挟んでいます。魚はいるみたいなので、何らかの形でいい結果が出ればなあと思っております。

それでは、議事に入る前に、議事録署名者について私から指名するということがよろしいですか。

（「異議なし。」という声あり。）

○阿久根議長

それでは、今回は伊東委員と篤委員をお願いいたします。

議事に入ります。議題1は「鹿児島県連合海区漁業調整委員会告示の読点の表記を改める告示の制定について」です。これは、協議事項です。

県執行部からの説明をお願いします。

○事務局（小路口技術主査）

漁業調整係の小路口です。座って説明させていただきます。

資料1，鹿児島県連合海区漁業調整委員会告示の読点の表記を改める告示の制定について御説明いたします。資料開いていただきまして，1ページをご覧ください。

これまで，他の委員会等でも，漁業調整規則であったり，告示であったり，読点の表記を改める件については，御説明していると思いますが，本件に関しましても同じ内容となります。

はじめに，1 制定の理由です。本県公文書の読点の表記を「，(カンマ)」から「、(テン)」に変更することに伴い，鹿児島県連合海区漁業調整委員会告示の読点についても同様に導入いたします。

導入にあたっては，公文書の読点の表記を変更した日以後，すなわち令和8年4月1日以降の文書に関しましては「、(テン)」になりますが，これまで制定した既存の告示については，読点の表記を変更しなければ「，(カンマ)」のままになってしまうということで，この告示を制定しまして，これまでの告示の読点の一括改正を行うものです。

続いて，2 制定の内容です。この告示の施行の際，現に制定されている鹿児島県連合海区調整委員会告示において読点として表記する「，(カンマ)」を「、(テン)」に改めます。具体的には2ページの告示を，後ほど御確認いただければと思います。

1ページにお戻りください。3 施行期日について，令和8年4月1日となります。経過措置については，読点の表記の改正ですので不要としております。

参考に記載しておりますが，対象となる告示は事務規程と文書管理規程となります。

事務局から説明は以上です。

○阿久根議長

ただいま事務局から説明が終わりました。委員の皆様方で御質問，御意見はございますか。ないですね。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

奄美の方はありますか。

(「ない。」という身振りあり。)

○阿久根議長

それでは、員の皆様方から特に御意見も御質問ないようですので、そのように決定いたします。

【その他】

○阿久根議長

本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆様方から何かありますか。特にないようですので、私から1点。本日は奄美大島海区、熊毛海区、私ども鹿児島海区の3海区委員が集まっており、県もいて、ちょうどいい機会ですので、赤サングについてです。3年ぐらい前から調整委員会でいろいろ協議して、現状、鹿児島海区、熊毛海区、奄美大島海区、それぞれ申請してよいという形になったところで、鹿児島海区でもある漁業者から要望がありまして、最近はあまり言ってこないみたいですが、相当、水産庁に聞いたり、なんだり調べたりして、それが実を結んで、今回、それぞれ申請できるようになったみたいですが、小耳に挟みますと、熊毛海区でもそのような要望をする組合員がいるようですが、県としては、以前決めたように、機械で採って、網では採ってはならないとか、地元の同意を取る形にするということ、できる限り漁業者ができる環境を作るという理解でよろしいですか。

○板坂事務局長

県の方から回答させていただきます。これまでの取扱方針が操業実績の基づいた許可としていたところ、中々新たな参入ができないという状況にありました。

それで1件しか許可が出ていない状況であったので、そこは見直す必要があるということで、水産庁とも協議し、各海区委員会にも諮りまして、操業実績に基づくものではなく、国からは技術的助言ということで漁獲努力量を増やさないという指導がある中で、採捕量の上限を決めることで、新規参入も可能であるような取扱方針の改正をしたところです。

そうした中で、ROVを使って選択的に採捕するというのは、これまでとおりですし、資源管理に対する対応というのも、しっかり我々が審査できることを示したうえで対応していくこととしています。

あと、三島、十島も含めてですが、区割りをされている操業海域における地域との調整ってということで、地元同意というのは、今までとおり取ってもらうことにしております。そういった条件が整った中で、許可するということになりまして、また、許可する際は、各海区委とも協議しながらということになると思いますので、動きはあるんですけども、まだ、具体的な申請というところまでは来

ていませので、申請が出てきた際には委員会とも協議しながら、各海域において問題がないというような対応をしていきたいと思っています。以上です。

○阿久根議長

わかりました。はい、重信委員。

○重信委員

三島、十島はどこ海域に入るのですか。

○阿久根議長

はい、事務局。

○板坂事務局長

はい、事務局から回答します。海区としては、三島と十島は鹿児島海区になります。さんご漁業の許可としては、同意を取る区域としては5つに分かれていますので、三島と十島はまた別になります。あと、鹿児島海区としては、宇治草垣もあります。

○重信委員

3海区あるということね。たぶん、三島は割と組合長と支部長とが近いものだから、今は1社しか許可させないというのがものすごく強いという話を聞くので、要は三島も許可をすれば、申請に応じられるということな、そうだよな。認識の問題を言っているんだよ。宇治草垣は宇治草垣の中に入っている組合員の許可がもらえれば、宇治草垣は採れると、その海区海区で、種子屋久は種子屋久の決め事のなかで、申請があった時に協議されるという考え方でいいですよね。

○板坂事務局長

許可というよりは、海域毎の協議会での同意があつての考え方です。

○重信委員

同意がないと採れないということですね。

○板坂事務局長

そうですね、地域の調整ができていないとい判断をすることになるかと思いません。

○重信委員

はい、わかりました。

○阿久根議長

以上ですね。漁業者じゃない企業が独占という形でやってることに対する改革という形で、漁業者も参入できるようにということをやったことですので、地元同意ができるのであれば、ROVで、絶対網で採らない、違反をしないという検査が終われば、鹿児島海区でもそういう話が聞こえてきますので、できる限り、各海域、前向きにしたらどうなのかなど。他の漁業者との調整もありますから、組合の調整もあると思いますので、100%できないというのではなくて、この部分はいいいけど、ここは遠慮せいとかいう形で調整して、できる限りできたらなあと鹿児島海区も思っていますので、各海域の皆さんも地元調整を皆で見据えながら、前向きに漁業者の開放をしていただければなと思っています。

また、鹿児島海区につきましては、余談ではございますが、今回、まき網から棒受網、ごち網、それからキビナゴ網からすべての漁業において、できる限りの開放、改革をしました。

それで、昨日も管理監と取締船の制海10名が立ち会いまして、その新しい許可に適用する漁具等を検査をして、今まで手つかずだった海域とか、もう大改革をして漁業者が生き残れるように鹿児島海区はもう動き出して始まりました。こうして漁業者がどう生きていくかを我々やっぱり真剣に解放しながら、県も前向きに頑張っていけたらなと思っています。

それでは他に意見ございませんか。特にないようですので、それでは第2回鹿児島連合海区漁業調整委員会を閉じたいと思います。事務局から何かありますか。

○板坂事務局長

特にございません。

○阿久根議長

読点の改正、お疲れ様でした。

○板坂事務局長

ありがとうございました。それでは本日の委員会を終了します。